

組換え DNA 技術によって得られた生物を含む飼料について安全性の確保
に支障がないものとして農林水産大臣が定める基準について

平成 22 年 12 月 10 日
組換え体委員会 了承

1 基本的な考え方

- (1) 専ら食品に利用される遺伝子組換え農作物については、飼料として利用されることを目的としていないが、食品残渣等に混入した結果、家畜が摂取する可能性を否定することができない。
- (2) 遺伝子組換え飼料については、農業資材審議会において、既存の農作物を比較対照として、給餌される家畜の健康への影響がないことを確認している。その評価手法は、食品として摂食するヒトへの健康影響の評価手法と同じであり、食品としての安全性が確認されているものについては、これまで飼料としての安全性が確認されなかった事例はない。
- (3) このような中で、専ら食品に利用され、飼料として利用することを目的としていない遺伝子組換え農作物の場合には、食品としての安全性が確認されていれば、それが食品残渣等に混入し家畜が摂取したとしても、家畜に対する安全上大きな問題が生じることは考えにくい。
- (4) このため、このような農作物に対して、我が国における食品としての安全性が確認されていること及び飼料目的では生産されないことを要件として、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第 1 の 1 の (1) のシただし書の規定に基づき、安全性の確保に支障がないものとして農林水産大臣が定める基準を定めるものである。
なお、この基準を適用する場合には、農業資材審議会組換え体委員会に対し、その農作物の概要を報告する。

2 組換え体委員会での審議及び結果

12月10日に開催された組換え体委員会において、基準案等についての審議が行われた。審議においては、

- ① 食品としての安全性が確認されていれば、家畜に対する安全性は高いと考えられる。このことを前提として、
 - i) この取扱いが飼料として利用されるまでの暫定的な措置であることを考慮し、基準の設定は妥当であること、
 - ii) 基準の適用については、安全性が確認された食品に限ることを明確にすべきこと、
- ② 基準が適用される農作物を飼料と位置付けられていないものに限定することは妥当であること、
- ③ 飼料の安全性の確保上の問題となる事象を認めた場合の対応には異論がないこと

との議論がなされ、これを踏まえた修正を行うことでも了承された。

(1) 基準案

飼料の全部又は一部に含まれる組換えDNA技術によって得られた生物のうち、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。ただし、新たな知見に基づき、飼料としての安全性の評価が必要となった場合は、この限りでない。

- 一 我が国において安全性が確認されている食品
- 二 飼料としての利用を目的としておらず、外国においても飼料としての安全性の評価が実施されていない農作物
- 三 日本標準飼料成分表（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構編）又は畜産物の残留農薬基準値を策定する際に活用することを目的としてOECD（経済協力開発機構）の農薬作業部会が作成したOECD feed tableに記載されていない農作物

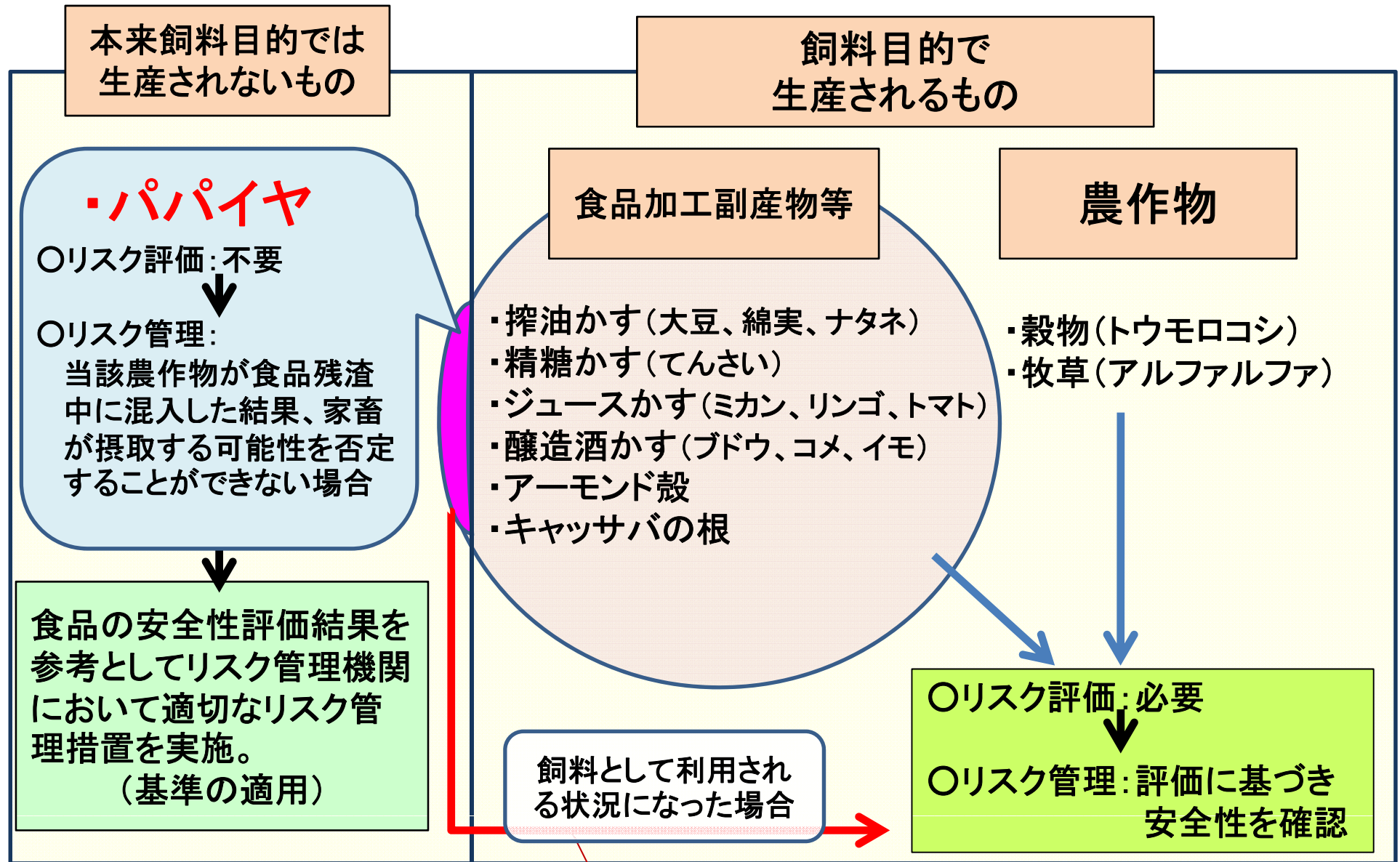
(2) 飼料の安全性の確保上の問題となる事象を認めた場合の対応

仮に、本基準が適用される農作物が原因となって飼料の安全性の確保上の問題となる事象を認めた場合には、飼料安全法第23条に基づき、農業資材審議会の意見を聴いて、製造、輸入、販売、使用の禁止の措置を講じることとしている。

4 今後の方向

本基準は、農業資材審議会及び食品安全委員会における答申が得られた後、基準として施行する。

GM基準の適用範囲



飼料製造業者届等の届出で確認が可能